

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 入出港関係	第1章 入出港関係
第6節 船舶等の資格変更手続	第6節 船舶等の資格変更手続
(資格変更届の審査) 6-2 船長又は機長が、前項の規定により資格変更届の提出を行った場合の処理は、次のとおりである。 (1) 船舶の場合 船長に対しては「船舶資格変更届控情報」が配信される。 資格変更届の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）は、当該届出について確認を行うものとする。 <u>資格変更届を受理した場合</u> には、船長に「船舶資格証書情報」が配信されるので、「船舶資格証書」（別紙様式M-108号）を出力することができる。 (2) 航空機の場合 機長に対しては「航空機資格変更届控情報」が配信される。 資格変更届の提出先の監視担当部門は、当該届出について確認を行うものとする。 <u>資格変更届を受理した場合</u> には、機長に「航空機資格証書情報」が配信されるので、「航空機資格証書」（別紙様式M-109号）を出力することができる。	(資格変更届の審査) 6-2 船長又は機長が、前項の規定により資格変更届の提出を行った場合の処理は、次のとおりである。 (1) 船舶の場合 船長に対しては「船舶資格変更届控情報」が配信される。 資格変更届の提出先の税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この項において同じ。）は、当該届出について確認を行うものとする。 <u>資格の変更を認めた場合</u> には、船長に「船舶資格証書情報」が配信されるので、「船舶資格証書」（別紙様式M-108号）を出力することができる。 (2) 航空機の場合 機長に対しては「航空機資格変更届控情報」が配信される。 資格変更届の提出先の監視担当部門は、当該届出について確認を行うものとする。 <u>資格の変更を認めた場合</u> には、機長に「航空機資格証書情報」が配信されるので、「航空機資格証書」（別紙様式M-109号）を出力することができる。
第4章 輸出通関関係	第4章 輸出通関関係
第3節 特定輸出申告	第3節 特定輸出申告
(輸出申告についての規定の準用) 3-1 特定輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び前節に準じて行うものとする。 なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。 (1)及び(2)（省略） (3) <u>通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</u>	(輸出申告についての規定の準用) 3-1 特定輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者がシステムを使用して特定輸出申告を行う場合は、第1節及び前節に準じて行うものとする。 なお、特定輸出申告においては次のことについて留意する。 (1)～(2)（同左） (新設)
第4節 特定委託輸出申告	第4節 特定委託輸出申告

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財閥第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4－1 特定委託輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p><u>(3) 通関業者が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ当該通関業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</u></p>	<p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>4－1 特定委託輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ）を行う者の代理人である認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。）がシステムを使用して特定委託輸出申告を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定委託輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p><u>(3) 通關業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ當該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</u></p>
<p>第5節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>5－1 特定製造貨物輸出者（法第67条の13第2項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。</p> <p>なお、特定製造貨物輸出申告においては次のことに留意する。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>(4) 通關業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ當該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</u></p>	<p>第5節 特定製造貨物輸出申告</p> <p>(輸出申告についての規定の準用)</p> <p>5－1 特定製造貨物輸出者（法第67条の13第2項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）がシステムを利用して特定製造貨物輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、第1節及び第2節に準じて行うものとする。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p><u>(4) 通關業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合に、あらかじめ當該通關業者等から通關担当部門に対し訂正についての申出を行うことを要しない。</u></p>